

堺市で新たな設備投資を行う中小企業者の皆様へ

# 先端設備等導入支援補助金のご案内

エネルギー価格高騰の影響や人手不足等に対応するため、省力化・合理化等を図ろうとする前向きな投資を行う市内中小企業者を支援することを目的に、労働生産性を向上させる先端設備等の導入に係る経費を補助します。

本市より「先端設備等導入計画」の認定を受けると同補助金の対象となり、さらに一定の要件を満たす場合、対象先端設備等に係る固定資産税が一定期間軽減される特例措置や、融資の際の保証枠の拡大等の支援を受けられます。

堺市内の事業所で設備投資を行う予定の方は、ぜひご活用ください。

## 1 補助対象者

以下の(1)~(5)のすべてに該当する者とする。

- (1) 堺市の区域内に事業所等を有する中小企業者（※1）であること
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
  - ① みなし大企業に該当する者
  - ② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業及びこれに類する事業）を行っている者
  - ③ ①及び②に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者
- (3) 堺市において、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた者であること
- (4) 堺市において認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、令和7年1月31日までに先端設備等を取得し、同年2月15日までに取得に係る経費の支払いを完了させること
- (5) 補助金の交付の対象となる先端設備等（※2）を取得するために要する費用（消費税及び地方消費税を除く）の合計額が300万円以上であること

※1 中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者

※2 対象となる設備は、「機械及び装置」、「測定工具及び検査工具」、「器具及び備品」、「建物附属設備」、「ソフトウェア」

- (注1) 本補助金の交付を受けることができるのは、同一の中小企業者において1回限りです。  
(※なお、本補助金は令和6年1月15日に新設した制度です。令和2年度・3年度に実施した同名補助金の交付を受けたことがある中小企業者の方も、本補助金の対象となりません。)
- (注2) 本市の他の補助金の交付決定を受けた対象経費は対象外となります。
- (注3) 支払い方法は、銀行振込を原則とします。手形による支払いや分割払による支払いの場合は、令和7年2月15日までに全ての経費の決済を完了していることが必要となります。  
なお、回し手形や相殺での支払い、リース契約による取得は補助対象外となります。

## 2 受付開始時期

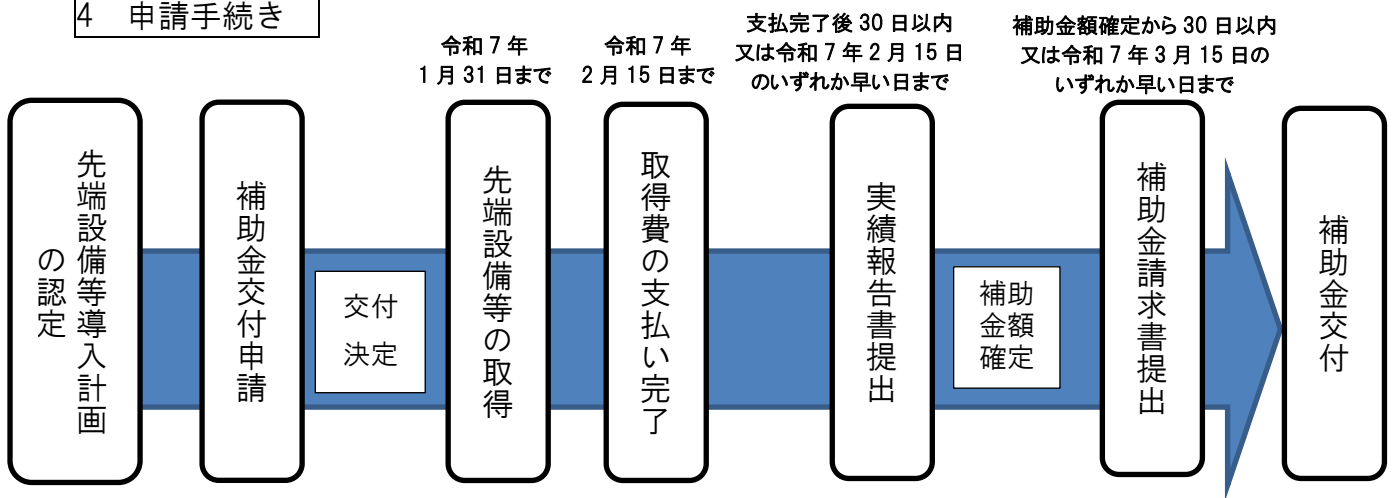
令和6年1月15日（月）

※予算の募集枠に達し次第、受付終了となります。

## 3 補助内容

補助対象経費	補助率	補助限度額
対象先端設備等を取得するために要する費用（消費税及び地方消費税を除く）	補助対象経費×10%	300万円

## 4 申請手続き



## 5 申請時必要書類

### ●補助金交付申請

対象先端設備等取得するよりも前に、以下の書類を提出し交付決定を受けること。

- ① 堺市先端設備等導入支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 役員情報届出書（様式第2号、法人に限る）
- ③ 対象先端設備等の一覧表（様式第3号）
- ④ 補助対象経費に係る見積書その他これに相当する書類の写し
- ⑤ 堺市において認定された先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

## 申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7629 FAX 072-228-8816

E-mail itosoku@city.sakai.lg.jp



補助金 HP